

更別村農業委員会議事録

令和8年 第3回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年3月9日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年3月9日（13時25分開会、14時35分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席11名、欠席 0名、遅参 1名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
遅参	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

10番 瀨田川委員 11番 高橋英樹委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地所有適格法人の設立届出について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第5号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
- 報告第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

- 議案第1号 現況証明願について
議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製
について（変更）
議案第6号 農用地の利用関係の調整について
議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

(7) その他

- ① 令和8年度年間行事等見込表について
- ② 令和7年度活動記録簿の確認について
- ③ 令和8年第4回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本多委員が遅れるということで伺っておりまして、他の方はお揃いですので、ただ今から令和8年第3回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

現在の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆様、除排雪でお疲れのところ、また育苗センターも始まったことから、そっちに行かなければならなかったかもしれない代理、忙しいなか皆さん集まっていただきありがとうございます。

今日は、報告事項7件、議案8件となっておりますので、慎重審議の方よろしくお願ひします。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。10 番 瀬田川委員、11 番 高橋英樹委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第 1 号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明致します。2 月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

通常加入申込書については、国からの助成を受ける政策支援加入の場合の固定月額 2 万円を超える保険料を支払うため、通常加入での新規加入となっております。

【議 長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第 2 号 農地所有適格法人の設立届出について

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 2 号、農地所有適格法人の設立届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 2 号、農地所有適格法人の設立届出について説明致します。
農地所有適格法人を新たに設立した旨の届出があったことから報告するものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 1 頁から 5 頁に届出書の写しと定款を付けております。

この法人については、後ほどの議案で農地法 3 条の許可申請などが出てきます。

【議 長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。2月定例総会の議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。2月定例総会の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

1件目、内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

2件目、内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。2月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを報告するものです。

内容は議案のとおりです。

先月の総会で報告しました新設の法人への使用貸借を行うためのものです。なお、中間管理事業の促進計画がこのあと出てきます。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(6) 報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

2月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借6件の利用調整を行っております。

1件目、内容は議案のとおりです。

2件目、内容は議案のとおりです。

3件目、内容は議案のとおりです。

4件目、内容は議案のとおりです。

5件目、内容は議案のとおりです。

6 件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、1 件目から 3 件目までについて、利用調整委員長を務められました家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 2 月 13 日の定例総会終了後に利用調整委員会を、私と高橋英樹委員、田中医院、高橋秀範委員で行いました。書類利用調整と委任状による利用調整ということで、いずれも特に問題なく、無事に成立したことを報告します。内容は議案のとおりです。

【議長】 次に、4 件目から 6 件目までについて、利用調整委員長を務められました早坂委員より報告お願い致します。

【早坂委員】 2 月 25 日に利用調整委員会を私と瀬田川委員、井上委員、藤澤委員で行いまして、いずれも特に問題なく無事に成立しました。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(7) 報告第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

2 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、売買 1 件のあっせんが成立したほか、所有権の移転調整を 1 件行っております。

売買 1 件目、内容は議案のとおりです。

制度改正によりまして、農業委員会のあっせん等による農地の賃貸借及び売買については、農地中間管理機構を介して行うことになっておりまして、今まで当事者間での売買の手続きは、譲渡人から公社の売買と公社から譲受人への売買を同時に行う、農地中間管理事業の特例事業であります農地売買等事業の即売りタイプにより行うこととなっております。

こちらの事業には手数料がかかることになっておりまして、譲渡人には

2%に消費税の額、こちらは後で出てきます、今までの公社に一旦つないで5年後に公社から売渡しを受ける事業と同様の内容になっています。そして譲受人には、1%に消費税の額と登記用印紙代が土地代金と別にかかることになっています。

続いて所有権移転調整1件目、内容は議案のとおりです。

表の右から3列目の「事業名」欄ですが、あっせん委員会で調整の結果、農地中間管理機構の特例事項であります農地売買等事業の貸付タイプによる買入が必要であると認めたところです。

表の右から2列目、申出者に係る手数料ということで、手数料2%、手数料にかかる消費税を差引した金額が支払われます。

表の一番右の列には売渡予定者が機構へ5年間支払う貸付料の年額を載せております。こちらは売渡予定額の1%となります。

【議 長】 ただ今説明がありました、売買1件目と所有権移転調整1件目について、あっせん委員長を務められた井上委員より報告お願い致します。

【井上委員】 2月25日にあっせん委員会を私と早坂委員、瀬田川委員、藤澤委員で行いまして、売買及び所有権移転調整いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議 長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(8) 議案第1号 現況証明願について

【議 長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。6頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、地区担当の細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 3月5日に現地を確認してきました。現地は雪が積もっていましたが、半分以上木が生えており、現状畑としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、高橋秀範委員、田中委員とも意見が一致しております。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(9) 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて2件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認めら

れ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

【議長】 合意解約の説明がありました。それでは、まず1件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。
続いて2件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。

(10) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは次に進みます。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。

所有権移転2件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、本件は所有しているすべての農地を相手方に処分するものでありますので、図面の添付を省略させていただいております。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。7頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、8頁右側の「4. 権利を取得しようとする者の経営地の状況」がありますが、今回は新規就農という扱いで、現在の経営地はありません。下側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、11頁左の「農業生産法人としての事業等の状況」、さらに13頁から任意様式ですが、営農の実績がないため、営農計

画書をつけております。ここまでをご確認いただき、現状の機械、労働力、技術等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。15 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、担当委員及び隣接担当委員にお願いをしております。

なお、瀬田川委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議 長】 それでは、1 件目について、現地確認いただいた細川委員の方より報告をお願いします。

【細川委員】 3 月 5 日に現地に赴き、積雪状態ではありますけれども、航空写真とも照らし合わせながら、畑として活用していることを確認しました。

【議 長】 続いて、現地確認いただいた田中委員の方より報告をお願いします。

【田中委員】 3 月 2 日に現地に赴き、航空写真とも照らし合わせながら、畑として活用されていることを確認しました。

【議 長】 続いて、現地確認いただいた早坂委員の方より報告をお願いします。

【早坂委員】 3 月 3 日現地に赴き、現状畑であることを確認してまいりました。

【議 長】 続いて、現地確認いただいた井上委員の方より報告をお願いします。

【井上委員】 3 月 2 日現地に赴き、航空写真とも照らしながら、畑として活用されていることを確認してまいりました。

【議 長】 続いて、2 件目について、現地確認いただいた日光委員の方より報告をお願いします。

【日光委員】 3 月 6 日現地に赴き、航空写真とも照らしながら、畑として活用していることを確認しました。

【議長】 これを踏まえて、これから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？目を通していただけましたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは1件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【藤澤委員】 これ新規就農抜いてことですよ。売上高が面積のわりに高くなっているんですけど、これは予定だからこんな感じでも大丈夫でしょうか。

【事務局長】 これくらいないといけないというものは無いので。

もともとは牛屋がメインの法人だったものですから。この営農計画自体は、譲渡人が今の営農の状況を踏まえて、畑作部門を引き継ぐ形になるものですから、そこを踏まえて作っていただいています。

今回の3条の他に、借地も出るのです。

【議長】 よろしいですか？

【藤澤委員】 いいです。

【議長】 他にありますか？

【高橋秀範委員】 新規就農ということで、近隣に影響を及ぼさないかということについて、どのように考えているのでしょうか。

【事務局長】 このあとの議案の資料ですが、議案資料20頁になります。今回の3条の譲渡人の方が、経営、畑を譲るといことなものですから、もともとは牛屋さんが母体の法人が畑部門を作ったということなので、譲渡人の方が3年間は畑作に関して指導しながらやっていくということで話が来ておりまして、農事組合にもその旨を説明して、農事組合に加入という流れになっています。そういったところを踏まえて、このような形での議案内容となっています。

【田中委員】 3年後、それ以降に牧草地になったりする可能性はどうでしょうか。

【事務局長】 一応、今回は畑部門ということで、農協とも取引すると聞いておりまし

て、牧草にしないという確約は正直ないですが、この法人に関しては、定款ではいろいろあるんですが、基本は畑作ということで聞いております。

【議長】 畑作部門が牧草作って、酪農の法人に売るということも出来るよね？

【事務局長】 出来なくはないと思いますが、この法人はあくまでも畑作なので畑作物を作ると聞いています。

【議長】 他にありますか？

【井上委員】 議案資料 14 頁で、主な出荷先は JA とありますが、この JA はどこの JA になりますか？

【事務局長】 更別農協です。そういったこともあって、平和の農事組合に入ったと聞いています。

【瀬田川委員】 平和農事組合に入ったとして、いろいろな調整があると思うんですが、それはちゃんとやっていけるのかなというのは心配します。

【細川委員】 1月に社長とも対面でお話しさせていただいたんですが、平和の皆さんも集まっていたので。その時には、小麦出荷だとか諸々は、従業員なり自分なり、ダンプの手配とかもしますし、平和に皆さんには迷惑かけないような形で参加させていただきたいという旨は伝えていただいているんですけど、そのあとの詰めもまだ話していないのでわからないんですけど、譲渡人も3年間営農指導という形についていただけることで、なるべく平和区の皆さんには畑を荒らさないような形でやりたいと伝えてもらっています。

【瀬田川委員】 信じるしかないですよ。

【細川委員】 まだ始まっていないので何とも言えませんが、信じるしかないと思います。

【議長】 他にありますか？

【高橋秀範委員】 先ほどの確約書は、こういうものを作るものなののでしょうか。

【事務局長】 こちらは直接今審議している農地法の関係ではなく、この後出てくるあっせん候補者名簿の関係で作ってもらったものです。

平和でのあっせんを受ける対象とするにあたって、新設の法人といってもなかなか難しいので、今回特殊なケースではありますが、こういった形

で確約をいただいて、地域にも説明していただいているので、それをもってあっせんの対象者にもしていきたいということで、一筆いただいたところです。

【議長】 よろしいですか？

【高橋秀範委員】 はい。

【議長】 他にありますか？

【井上委員】 新規就農ということだと、村と農協で新規就農に対しての助成とかがありますけど、それには該当にはならないでしょうか。

【事務局長】 村と農協の新規就農は、まず既存の農業者のところで研修を受けて、その農家を引き継ぐというものが今のやり方ですので、そういったところにはちょっと馴染まない状況なので、村の新規就農の支援的なところは今回は対象にはならないと思います。ただゼロからのスタートなので、新規就農と言っています。

【議長】 他にありますか？

【藤澤委員】 一番大事なのは地元の理解だと思うんですけど、先ほど言われた通り大丈夫という前提で進んで大丈夫でしょうか。

【細川委員】 お話をいただいて皆さんで集まった時にお話をいただいて、そのあとにも平和区で集まって、受け入れる方向で動きましようということ。

【議長】 他にありますか？
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(瀬田川委員退室)

続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。

（瀬田川委員入室）

(11) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等11件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の1件目と2件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の1件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の2件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の3件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の3件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の6件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の4件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の7件目、内容は議案のとおりで、報告第6号の5件目及び6件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、報告第 6 号の 4 件目及び 6 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 9 件目、内容は議案のとおりで、報告第 6 号の 5 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

使用貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号で報告した件の公社の借り入れです。

こちらですが、法人化の手続きを行っている最中に贈与税の納税猶予を受けている農地があることが判明し、農業会議や税務署と相談したところ、中間管理事業での使用貸借による手続きを行えば、引き続き納税猶予が受けられることが判明したため、今回農地法 3 条の手続きをとらずに促進計画の手続きをとることとしました。本来は事前に法人設立の相談を受けていた段階で納税猶予について確認する必要があったところですが、確認が遅れ申し訳ありませんでした。

使用貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、細川委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(細川委員退室)

- 【議 長】 続いて、賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。

(細川委員入室)
- 【議 長】 続いて、賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借7件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借8件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借9件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、使用貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
します。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、使用貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
します。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

(12) 議案第 5 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について（変更）

【議長】 次に、議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について（変更）について説明お願い致します。

【事務局】 議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について（変更）について説明致します。

12 月の定例総会にて決定した、あっせん譲受等候補者名簿について、内容を変更してよろしいか、審議願うものです。

内容は議案のとおりです。

番号 23 については、議案資料をご覧ください。議案資料 20 頁ですが、変更前の経営主が変更後の新設法人について、今後 3 年間技術指導を行うという内容となっております。地域の農事組合にも加入して、地域の農業者となるということで、今後の利用調整も予定していることから、名簿を変更するものです。

番号 47 については、個人経営から法人経営へとなり、今後賃借地の変更の手続きが必要となることから、名簿を変更するものです。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い致します。

【早坂委員】 候補者名簿に入るということは、今後利用調整にも参加できる権利が与えられたということでしょうか。

【事務局長】 そうです。具体的に利用調整を予定しています。

【早坂委員】 新たな出たところでも手を挙げる権利もついてきたということですよ。

【事務局長】 そうですね。そういったところで、確約書もいただいて、地区にも説明して、ご理解いただいたというところです。

【瀬田川委員】 農地を取得するという前提で候補者に入るということであれば、将来的に更南でも関連法人が農地を持っているので、そっちも候補者に載る可能性もあり得るということでしょうか。

【事務局長】 今回は新しい会社ですが、更南の方で関連会社が希望されればご相談があると思います。

【議長】 新しい会社の住所はどこにあるの？

【事務局長】 登録上は、名簿の変更前と同じ住所です。

【議長】 他にありますか？

【高橋英樹委員】 集会には代表が来るの？

【細川委員】 来るか、従業員が来るか、誰かが来る予定ではあります。

【議長】 他にありますか？
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で変更してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは変更するものと致します。

(13) 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 6 号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号のまず(1)、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第 8 条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

1 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 21 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 22 頁から 25 頁に図面を付けております。

続いて議案第 6 号の(2)ですが、さきほどの議案第 2 号で審議していただきました、中間管理事業の合意解約に伴う利用関係の調整をおこなってよろしいか審議をお願いするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 26 頁から 27 頁に図面を付けております。

なお、(1)の 1 件目は、従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、(2)は関係者全員の委任状が提出されております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、1 件目は従前と変わりがないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、利用調整委員を選ばせていただきます。(2)については関係者全員の委任状が提出されているということで、(1)の 1 件目とあわせて利用調整を行うことにします。(1)の 1 件目と(2)の利用調整委員は、家常委員、田中委員、細川委員、高橋英樹委員お願いします。

(1)の 1 件目と(2)の利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 次に、(1)の 2 件目の利用調整委員ですが、細川委員、瀬田川委員、高橋秀範委員、本多委員お願いします。

※利用調整の日程調整

【議 長】 それでは(1)の 2 件目の利用調整委員会を 3 月 24 日火曜日 9 時からということで、利用調整委員の方よろしくお願い致します。

(14) 議案第 7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第 7 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明お願い致します。

【事務局】 議案第 7 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。

こちらは任期替え後、新たに出てきた案件となりますので、別紙の資料（議件説明用）をご覧ください。

「1. 議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」。

黒丸の一つ目、農業委員会等に関する法律第7条第1項で「農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めなければならない」とされております。

(1)その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

(2)その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

(3)第1号の目標の達成状況の評価の方法

が、指針に定める内容となります。

黒丸の二つ目、農地利用最適化交付金事業実施要綱 第8 事業実施の要件「事業実施時点において、農業委員会が農業委員会法第7条の指針を作成していること」とされています。この交付金を受けるため平成29年11月から指針を策定しております。

議案に戻りまして、指針をご覧ください。第1では基本的な考え方を述べています。農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化」を推進することと、そのための指針を定めることが求められているため、本指針で具体的な目標、推進方法、評価方法等を定めております。

また、この指針は委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行うこととし、年度ごとの具体的な活動は、このあとの議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」のとおりとしています。

第2では、具体的な目標、推進方法及び評価方法を定めています。

1の(1)遊休農地の解消目標は、現状・目標ともに遊休農地面積ゼロとしています。目標設定の考え方として、現在ゼロであり期間中ゼロを維持するとしています。

(2)の具体的な推進方法として、農業委員による日常活動や農地パトロール等により農地所有者の状況や農地の現状把握を行うとしています。

(3)の評価方法として、遊休農地の割合によるものとし、単年度の評価については、次の議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」についての点検・評価によるものとしています。

2の(1)担い手への農地利用集積目標は、次の議案で出てきます最適化活動の目標と合わせることにし、農水省の統計の耕地面積と、村で集計している担い手への集積面積による集積率が現状で100を超えていることから、目標も同じとしています。

(2)の具体的な推進方法として、関係機関と連携し、出し手と受け手の意向を踏まえ各種制度を活用したマッチングを行うとしています。

(3)の評価方法として、こちらも次の議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」についての点検・評価によるものとしています。

3の(1)の新規参入の促進目標は、現状3経営体で169.9ha、目標で1経営体

58.6haとしています。目標設定の考え方として、過去3年間は個人経営者の法人化を新規就農としてカウントしていましたが、法人化及び担い手センターの農業研修事業を経た経営継承で1経営体を見込んで目標設定しています。

(2)の具体的な推進方法として、担い手センターでの研修生の受け入れ等を行うこととしています。

(3)の評価方法として、集積率によるものとし、単年度の評価についてはこちらも次の議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」についての点検・評価によるものとしています。

第3 地域計画の目標を達成するための役割ですが、村産業課が昨年策定した、地域農業の将来の在り方と目標地図で構成される地域計画について、その目標を達成するための農業委員会の役割として、ここに記載の、農地の適正利用の確認、意向把握、利用調整やマッチング、中間管理事業の働きかけ、計画の見直しへの協力などを農業委員会が担うものとしています。

以上の内容で新たな指針を定めてよろしいか、審議の方をお願いいたします。

【議長】 ただ今説明がありました、ご意見ご質問等があればお願いします。
（「ありません」の声）

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、この内容で決定します。

(15) 議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

【議長】 次、議案第8号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第8号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明致します。

農水省からの通知により、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっており、令和8年度の最適化活動の目標の設定等をご確認いただきたいと思います。

最適化活動の目標の設定等のローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、

農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」の1「最適化活動の成果目標」(1)「農地の集積」です。

①の現状の管内の農地面積は農水省の統計の数値で、これまでの集積面積は村の集積状況調査の数値で、毎年の事ですが、集積率は100%を超えています。

②の「目標」の集積面積は、先ほどの議案第7号で定めた3か年の指針の目標面積と同じにしています。

(2)「遊休農地の解消」では遊休農地ゼロを維持することとしています。

次の頁、(3)「新規参入の促進」では、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上の面積を、新規参入者への貸し付けについて同意を得て公表することが求められており、目標として記載しておりますが、現在の本村における農地の動向からは、実際に公表することは難しいと考えております。

2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり平均の活動日数を4日としております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査、いわゆる農地パトロール以外の取り組みに係る活動強化月間を年3回設定することが求められておりますので、例年売買あっせんの集中する6月7月及び1月を農地の集積について取り組む事としております。

(3)新規参入相談会への参加目標については、国から求められている取り組みではありますが、村の新規就農制度についての具体的な案件があった場合でも、委員の皆さんに直接関わっていただく場面があまりない状況ですが、出来れば情報共有などを図っていきながら取り組んでいければと考えております。

以上、8年度の目標の設定等につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ農業会議の確認を受けた上で決定し、村及び全国農業会議所のホームページで公表することになります。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定し公表してもよろしいですか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではこの内容で決定、公表するものと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和8年度年間行事等見込表について

【議長】 それでは、その他に移ります。まず1点目、令和8年度年間行事等見込表について説明をお願いします。

※別紙により配布

(2) 令和7年度活動記録簿の確認について

【議長】 次に2点目、令和7年度活動記録簿の確認について説明をお願いします。

※現時点の記録簿を配布、活動の実績があれば事務局まで報告を

(3) 令和8年 第4回農業委員会定例総会について

※第4回定例総会は、4月14日（火）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは、これで定例総会を終わりたいと思います。